

平成29年12月25日開催

## 新庄市農業委員会第7回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年12月）議事録

1. 開催日時                   平成29年12月25日（月）10時00分
2. 開催場所                   新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

1 番 浅沼 玲子	2 番 今田 則雄
3 番 丹 茂	4 番 星川 吉和
5 番 海藤 芳正	6 番 笹 行也
7 番 鶴巻 浩美	8 番 間 真一
9 番 須田 雄二	10 番 高橋 敏行
11 番 齋藤 謙二	12 番 清水 哲夫
13 番 佐藤 啓右	14 番 下山 秀一
15 番 星川 豊	16 番 三原 康志
17 番 佐藤 喜代志	18 番 指村 貞芳
19 番 森 良一	
4. 欠席した委員（0名）

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 28 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 5 議案第 29 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第 30 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第 31 号 農地利用集積円滑化団体事業規程の変更に係る承認について
- 日程第 8 議案第 32 号 新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について
- 日程第 9 議案第 33
- 日程第 10 報告第 17 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 11 報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 12 報告第 19 号 2 アール未満農地転用届出について
- 日程第 13 報告第 20 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

## 6. 出席した事務局職員

局 長 三浦 重実 総務主査 鏡 彰広  
主 事 三宅 大輔

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

ただいまより、平成 29 年度新庄市農業委員会第 7 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 19 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定により、本第 7 回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長、議長をよろしく願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番海藤芳正委員と17番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、丹茂委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席いたします。暫時休憩します。

<「丹 茂委員」退席>

○議長

では休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区2番までの17件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、12月18日に調査いたしました。この農地は未整理田でありまして、借賃もちよっと安めではありますが、両者合意という事で問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番について、12月18日調査しました。これは親戚同士の贈与でありまして、なんら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

新庄地区3番、12月18日に確認したところ、双方合意とのことでしたので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区4番につきまして、12月18日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、双方合意の上という事で問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区5番につきまして、12月22日に調査いたしました。事由は詳細のとおりであり、双方合意の上という事で問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区6番について、12月19日に電話にて聞き取り調査した結果、双方合意の下での売買という事でありましたので問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区1番につきまして、12月19日に調査、確認しました。この双方の取扱いについては、利用集積にも出ておりますが、この農地が農用地区域外ということが3条に出てきております。問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区2番につきまして、12月16日に調査いたしました。△△△△さんは新規ではありますが、近くに隣接する農地があり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

それでは次に、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○18番

萩野地区1番について、12月17日に本人と会い、親子関係の再設定でありますので、なんら問題無いと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○18番

萩野地区2番について、12月17日に電話をかけ、調査したところ親子関係の再設定でありますので、なんら問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、続きまして萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野3番について、12月19日に調査、確認しました。親子関係の再設定になりますので問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野4番について、事由は詳細のとおりであり、双方合意での賃借でありまして、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○11番

12月16日に調査しました。事由は詳細のとおりであり、双方合意でありまして、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野6番について、12月17日に調査、確認しました。事由は詳細のとおりであり、両者合意での賃借でありますので、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○7番

萩野地区7番について報告します。詳細のとおりでありまして、高齢ではありますが、意欲があり、なんら問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

八向1番につきまして、12月17日に調査しました。△△△△さんが△△△△さんから借りていた畑の売買という事で、この土地は△△△△さんの自宅の隣にあり金額もお互いに合意していると言うことで、なんら問題はないと判断致しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

12月20日に聞き取り調査をした結果、双方の合意であるため許可相当と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

<「丹 茂委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。次に日程第3、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についての稲舟地区1番について、12月17日に現地確認と双方への聞き取りを行いました。現地については積雪状態ではありましたが、畑というよりは更地という感じでありました。双方合意の上での事であり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区2番につきまして、12月18日に聞き取り調査と現地確認を行いました。事務局の説明のとおり△△△△さんが入所中という事で確認できませんでしたが、後で確認していただきました。内容については事務局説明のとおり問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<質疑ありというものあり>

○15番

稲舟地区2番について、協議会の際に会長が質疑した事に答えたわけだよにゃ。それで、娘さんからもらったという事だけどその経過はどうなっていたんですか。

○議長

稲舟地区2番については、所有者が署名も出来ないし、意思も表明できないとなれば、代理人として娘さんが署名したと、その代理人を担保するものがあるのかという事が問題になると思いますが、事務局どうなっているのでしょうか

○事務局

事務局では、総会運営協議会後に介護施設の相談員へ、本人と直接お話をさせていただけないかと問い合わせした所、身元保証人である娘さんが△△△△村にいますので、その方から連絡させますと言うことで、娘さんからの所有者の意思を確認しました。また所有者は一人暮らしで、申請農地を法人に売却したいという事です。相続人となりえる人がその娘さんだけなのかまでは、戸籍調査まではしておりませんので分かりません。



○事務局長

事務局としては、入所中の父親から一任を受けている娘さんの申請行為を受けた次第です。民法上の財産所有の考え方とはまた別の考え方で、農業委員会としては、農地法の第5条申請行為の内容について審議するだけであり、そこまでの権限しかありません。娘さんが他の相続人となりえる人たちの意思に反して所有権移転をしたとすれば、それは別の法律に該当してきます。

○議長

ただ、申請人の確認は絶対的に必要です。その許可申請が事実に基づいているか、それを裏付けるものが申請人からは必ずもらうべきであると考えます。やはり後々、農業委員会でなぜ真偽を確かめなかったのかと追求される懸念もありますので、特に所有権の移転は財産に関わる事ですので、譲渡人と譲受人の身元の真偽は必ず調査すべきだと考えます。今回の場合、申請人は署名も押印も出来ない状態であり、娘さんが代理をしたと言うことですが、その代理を証明するような書類はあるのですか。自分が所有者から意思を受けてますというような。

○事務局

介護施設に入所するときに。身元保証人を証明する書類は出しているはずですが。必要であれば、そのような書類を追加で提出してもらいたいと考えます。通例でそこまでの書類は求めています。

○15番

事務局の言わんとすることも分かるけど、いまの農業委員会は市長から任命を受けて、組織されています。慎重に判断を下さないと、市長にまで影響が行きますので、また施設への入所の際の身元保証人は相続とか関係なく誰でもなれるので、その辺が心配ですし、また他に所有者に相続人となりえる兄弟とかがいないか訊く事も失礼で無いと思います。

○議長

他市町村の例ですと、△△△△市は業者が作ってきた書類は受け付けないと徹底してますし、極端に言えば行政書士、司法書士が作成した書類しか受け付けないということもあるようです。

○14番

契約行為に基づいた申請行為において、所有者が自署も押印も出来ない身体的状態で、契約行為が出来るか、出来ないかが重要でもし出来ないのであれば裁判所で決めてもらわないと契約自体は無効です。

○17番

法定相続人という考え方も有るので、相続人となりえる人から確約書なり、財産放棄状を貰っておけばいいではないかと思う。

○事務局長

委員の皆様にお許しいただけるのなら、この稲舟地区2番の案件について、早速厳密な調査に入りたいと思いますが、この案件について、今総会でどのような扱いにするのかを判断していただきたいと思います。

○15番

所有者が自署も押印も出来ない状態で、一任を受けた娘さんが行った申請行為は、私は許可すべきで無いと考えますし、保留すべきです。相続人となりえる人たちからの同意を示せるようなものが必要だと思います。

○事務局長

では、この案件については、本人の意思を確認する事ができなかったという事で、保留という事を申請方へお伝えしたいと考えます。またどのような法律的手続を踏めば、意思が汲み取れない所有者の意思と認められるかも、事務局として勉強し、この案件につなげていきたいと考えます。

○議長

はい、それではそのほかに質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

それではお諮りいたします。議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、稲舟地区1番を原案のとおり決し、稲舟地区2番を保留とすることにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、稲舟地区1番を原案のとおり可決決定し、稲舟地区2番を保留とすることになりました。

次に、日程第4、議案第28号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第28号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

先日は、大変失礼しました。12月21日に△△△△さん本人とお会いしまして、いきさつをお聞きしてきました。いま事務局が説明したとおり当初は2,000万円程の事業を計画していたようですが、色々と経費の削減を図ったところ、1,000万円弱920万円程の工事でも十分、目的に沿うものができるという判断だそうです。わたしもそう判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第28号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第29号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第29号農業振興地域整備計画の変更について議案書に基づきご説明いたします。  
(議案書を朗読し、申請内容を説明)  
ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第29号農業振興地域整備計画の変更について新庄地区1番。12月18日に現地調査と直接会いまして調査した結果、製品置き場という事で、周りにも影響が無く問題なかったのでもよろしくお願いします。

○議長

続きまして、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

12月18日に現地確認、直接会って聞き取り調査しました。国道の反対側に資材置き場があるそうですが、国道を横断するのはとても危険であり、横断しなくともいい場所との事で、この土地の所有者も合意との事でしたので、問題は無いと思いますのでもよろしくお願いします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第29号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第30号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、丹茂委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席いたします。暫時休憩します。

<「丹 茂委員」退席>

○議長

それでは休憩を解いて再開します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第30号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの31件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定27件、所有権移転4件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第30号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

<「丹 茂委員」着席>

○議長

それでは休憩を解いて再開します。次に日程第7、議案第31号農地利用集積円滑化団体事業規程の変更に係る承認についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説

明をお願いいたします。

○事務局

議案第31号農地利用集積円滑化団体事業規程の変更に係る承認について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第31号農地利用集積円滑化団体事業規程の変更に係る承認については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号農地利用集積円滑化団体事業規程の変更に係る承認については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第32号新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第32号新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第32号新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第9、議案第33号新庄市農地利用最適化推進委員の辞任についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第33号新庄市農地利用最適化推進委員の辞任について、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第33号新庄市農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号新庄市農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり承認されました。「新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」第10条「農業委員会は、推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、推進委員の補充に努めなければならない。」とあります。規則に基づき早期に、欠員のある調査区域の推進委員の募集を行います。

それでは報告案件に入ります。

日程第10、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から稲舟地区1番までの3件について、議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に日程第11、報告第18号農地法第18条第6項の規程による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第18号農地法第18条第6項の規程による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの8件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第18号農地法第18条第6項の規程による通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第18号農地法第18条第6項の規程による通知については、原案の通り可決承認されました。

次に日程第12、報告第19号2アール未満農地転用届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。



○事務局

報告第19号2アール未満農地転用届出について、新庄地区1番の1件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第19号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第19号2アール未満農地転用届出については、原案の通り可決承認されました。

次に日程第13、報告第20号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第20号地目変更登記に係る法務局からの照会について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第20号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第20号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年12月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

海藤 芳正

議事録署名委員

佐藤 喜代志